

令和7年由仁町議会第1回臨時会 第1号

令和7年1月17日（金）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
- 4 議案第 1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 3号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について
- 7 議案第 4号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について
- 8 議案第 5号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について
- 9 議案第 6号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定について
- 10 議案第 7号 伏見台球場の指定管理者の指定について
- 11 議案第 8号 令和6年度由仁町一般会計補正予算について
- 12 議案第 9号 令和6年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 13 議案第10号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 14 議案第11号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 15 議案第12号 令和6年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算について

○出席議員（8名）

議長	9番	後藤篤人君	副議長	8番	早坂寿博君
	1番	浮田孝雄君		2番	加藤重夫君
	3番	東貴之君		4番	大畠敏弘君
	6番	佐藤英司君		7番	中村隆浩君

○欠席議員（1名）

5番 野市裕司君

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井	洋	君
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	秋	山	健	一
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		事	土	谷	練	君
主		事	山	下	真	白

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

- 議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は8名で定足数に達しております。
よって、令和7年由仁町議会第1回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 大島君、6番 佐藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（後藤篤人君） 日程第3、諸般の報告を行います。
1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おきます。
以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

- 議長（後藤篤人君） 日程第4、議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、期末手当の支給月数を改めるため、条例の一部を改正しようとする

ものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

先月閉会した臨時国会で令和6年人事院勧告に伴いまして国家公務員に対する一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正が可決されたことを受け、当町におきましてもこれに準じて所要の改正を行おうとするものであります。このたびの人事院勧告では、国家公務員の期末、勤勉手当の引上げが勧告され、年間の支給月数が4.5か月分から4.6か月へと0.1か月引き上げられました。このことに伴いまして由仁町議会議員の期末手当の支給月数を年間4.6か月に改正しようとするものであり、本年度につきましては12月期の期末手当において0.1か月加算し、支給額を2.35か月分とするものであります。人事院勧告では年間0.1か月、率にして100分の10を引き上げる内容となっておりますので、本年度は12月期の期末手当で100分の10を引き上げますが、令和7年度以降は6月の期末手当と12月の期末手当の支給率を均等に2.3か月分にする内容となっております。

それでは、議案第1号資料、条例案新旧対照表を御覧ください。右側が現行の条例、左欄が改正案となっております。第1条関係が令和6年度に係る改正であります。第4条の2第2項の下線部分、右欄の100分の225に100分の10を加えた100分の235が改正後の12月の期末手当の支給率となります。

その下、第2条関係と書かれた部分が令和7年度以降に係る改正となっており、年間100分の460を6月と12月で均等に支給しますので、第1条関係で改正した支給率を改め、それぞれ100分の230を支給率としようとするものであります。

附則であります。第1項は施行期日に関する規定で、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。第2条関係の規定は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項として、第1条の規定による改正後の由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用しようとするものであります。

第3項は、期末手当の内払いに関する規定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第5、議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数並びに職員の給料等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

先ほどの議案第1号同様、町長、副町長、教育長の期末手当につきましても年間支給月数を4.5か月分から4.6か月分に0.1か月引き上げる改正であります。議会議員と同様、本年度は12月期末手当の支給月数を上げ、来年度以降は6月と12月の支給月数を同じくするものであります。また、一般職における手当支給月数の引上げは0.1か月を期末手当と勤勉手当で引き上げるものであります。なお、再任用職員につきましては0.05か月の引上げとなります。

続いて、月例給の引上げであります。平均で3.0%の引上げを初任給及び若年層に重点を置いた改正を行うものであります。さらには、寒冷地手当の額についても人事院勧告に併せて改正しようとするものであります。

それでは、議案第2号資料の条例案新旧対照表を御覧ください。第1条関係、第2条関係は町長及び副町長に関する改正、第3条関係及び次のページの第4条関係が教育長に関する改正となっております。

第5条関係以降は、職員に関する改正で、給料表の改定、期末、勤勉手当支給率の引上げ、寒冷地手当の額の改正であります。給料表は、4ページからが行政職給料表、続いてちょっと飛びまして8ページの下段からが医療職給料表となっております。

少し飛びまして19ページを御覧ください。第6条関係であります。17条の2及び17条の5の改正は、令和7年度以降における期末、勤勉手当の支給率の改正で、6月期と12月期の支給率を同率にする改正であります。

20ページを御覧ください。第7条関係であります。こちらは一般職員と同じく会計年度任用職員の手当に関して改正をしようとするものであります。

続いて、22ページを御覧ください。第8条関係であります。こちらは寒冷地手当の額について改正をしようとするものであります。第3条において、支給される職員はこれまでと同様であります。世帯主で扶養親族がある職員を月額2万3,360円から2万6,000円に、扶養親族がない世帯主は月額1万3,060円から1万4,500円に、その他の職員は月額8,800円から9,800円に改めようとするものであります。

附則であります。第1項は条例の施行期日で、令和6年度に関する改正は公布の日から、来年度以降の支給に関する改正は令和7年4月1日からの施行とするものであります。

第2項は、第1条の改正後の由仁町長及び副町長の給与に関する条例及び第3条の改正後の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用しようとするものであります。

第3項は、第5条の改正後の職員の給与に関する条例及び第8条の改正後の職員の寒冷地手当支給に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用しようとするものであります。

第4項及び第5項は、給与の内払いの規定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(後藤篤人君) 日程第6、議案第3号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公の施設であります由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理の期間が令和7年3月31日をもって終了することから、引き続き指定管理者による管理を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

なお、このたびの指定管理者の指定につきましては、去る令和6年12月19日に開催されました指定管理者選定委員会におきまして指定管理者の候補者として選定をいただいているところであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 産業振興課長

○産業振興課長(関澤和之君) 議案第3号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設、通称米賓館につきましては、由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設設置条例第3条の規定により平成17年4月1日から指定管理による管理としていたるところであります。本年、令和7年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡栗山町中央3丁目104番地、そらち南農業協同組合代表理事組合長、山本博行であります。

3、指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設設置条例第5条に掲げる施設の運営や利用料の徴収、減免、施設の維持管理等に関する業務であります。

5、利用料に関する事項は、設置条例第6条に規定する条例で定める額の範囲内での利用額の決定及び指定管理者の収入としての收受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者でありますそらち南農業協同組合は平成22年4月1日から15年間にわたる指定管理の実績を有するほか、事業の設置目的を達成する団体であり、事業効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（後藤篤人君） 日程第7、議案第4号 ゆにガーデンの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第3号と同様の理由により、議会の議決を経ようとするものがあります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 議案第4号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

ゆにガーデンにつきましては、ゆにガーデン設置条例第5条の規定により平成17年4月1日から指定管理による管理とされているところではありますが、本年、令和7年3月31日をもって1年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、ゆにガーデンであります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、青木雅彦であります。

3、指定管理期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間であります。

4、管理業務の範囲は、ゆにガーデン設置条例第6条に掲げる施設の利用の許可や利用料の徴収、減免、施設の維持管理等に関する業務であります。

5、利用料に関する事項は、設置条例第7条に規定する条例で定める額の範囲内での利用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての收受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成20年4月1日から17年にわたる指定管理の実績を有するほか、当該施設が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 二、三点お伺いしたいです。

令和6年度のゆにガーデンの入場者数は大体何名なのか。

それと、もう一点、今言う二十何年間公募やっていますけれども、非公募ですけれども、公募する考えはあるか。

まず、その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 産業振興課長に答えさせます。

○議長（後藤篤人君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の今年度、令和6年の入場者数でございますが、令和6年の開園期間は4月26日から11月4日まで開園しております。入園者数につきましては、昨年の実績より1万4,111人多い7万9,263人の入園があったところでございます。

続きまして、2点目の公募、非公募の関係でございますが、東武緑地株式会社は平成20年4月1日から17年にわたる指定管理の実績があり、当該施設が周辺に所有する複数の観光施設の一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集は非公募としているところでございます。

以上で内容説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 今言う課長のおっしゃっているのって、大体ゆにガーデンとユニニの湯と東武ゴルフと比べて、パークと比べて、それで皆採算が合うように、なるべく赤字ならないようにということでございますから、それは納得いたしますけれども、これ約20年間毎回こうやって毎年1年契約でやっているのだけれども、これ複数契約にはできないものかどうか、まず1点。

それと、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、指定管理者選定委員会があったそうなのですが、その中でいろいろな意見があったと思うのですが、まずその中のいろいろな意見をちょっとお聞きいたしたいと思っておりますけれども、よろしく願います。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 副町長のほうから答えさせます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君） まず、1年ごとできないかということにつきましては、産業振興課長のほうから説明をいたします。

選定委員会の質問の内容について、私が委員長でありますので、私のほうからお答えをしたいと思いますけれども、ゆにガーデンの指定管理者の選定につきましての質問、意見

等にはございませんでした。ただ、ほかの案件についてはありますけれども、ゆにガーデンについてはなしということですので、お答えいたします。

○議長（後藤篤人君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

ゆにガーデンの指定管理期間につきましては、令和元年度までは3年間としておりましたが、令和2年度から1年間に変更したところであり、今回が6回目となります。この1年間とする理由についてであります。東武緑地株式会社が属する東武グループの企業体としての維持管理に向けた経営方針でありまして、当町といたしましても当該方針、考え方に同意するものでございます。運営の期間を1年間ごとにするということによって現場に緊張感、危機感を与え、常に改善、改革の取組を進め、企業にとっても行政にとっても、そして施設のサービスの提供を受けるお客様にとってもより良好で質の高い健全な施設運営が継続して成り立つよう、1年間の事業運営をその都度見直ししながら、かつ長期的展望の観点に立って行ふべきというのが運営方針であると説明を受けております。実際のところ、道内最大級の3万2,000株のコキアの丘を核としたオリジナル商品の開発、販売の強化、SNSをはじめとした情報発信の強化により、先ほども説明しましたが、昨年、令和6年は10月に4万人を超える来場者があるなど、緊張感、危機感を持った改善、改革の取組の成果が見られているところでございます。このようなことから、1年間という指定管理について企業としての経営改善に向けた東武グループの経営方針、戦略であると認識しているところでありまして、当町といたしましてもこれらの方針に同意するというところで1年間とさせていただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） どうも分からぬのだけれども、6年間も7年間もやって、それでは見直します。改善します。何もなっていないのだ。それで、4万人来た、5万人来たって、今私らが言うように東武が例えばユンニの湯、町民に入浴券何枚かでも配るとかというのなら分かるのだけれども、これは予算委員会で話しますけれども、やっぱり由仁町民が喜ぶような、これは今回はSNSでバズったから、コキアがいいって。でも、コキア見たからって、コキアとナナカマド見たからって誰も喜んでいない。見たからって、ああ、よかったなって、それだけの話だよ、そんなもの。だから、もう少し、これからやっぱり単年度でなくて、毎年毎年これ同じことやっているのだから、単年度でなくて複数年度で契約できないのか再度お願いしたいと思います。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

ご意見としてお伺いをいたします。再度東武緑地と十分協議いたしまして、ただ一番最初、ご承知のとおり1年にしてくれって向こうのほうから言ったときも何とか複数年で

きないかと、1年になるときに皆さん議員さんからも1年だったらもうやめる気でないかとか、いろんなご指摘があったのですけれども、今回で6回続いているということで会社はやめるつもりではないというふうには認識しておりますので、再度今年についてはこの1年でやらせてください。そして、今後複数年で何とかできないかという協議を今年度以降やらせていただくということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（後藤篤人君） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 ゆにガーデンの指定管理者の指定については、原案のとおり決することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（後藤篤人君） 日程第8、議案第5号 由仁町体験農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第3号と同様の理由により、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 議案第5号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

由仁町体験農園につきましては、由仁町体験農園設置条例第4条の規定により平成18年4月1日から指定管理による管理とされているところではありますが、本年、令和7年3月31日をもって1年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町体験農園であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、青木雅彦であります。

3、指定管理期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。

4、管理業務の範囲は、由仁町体験農園設置条例第5条に掲げる農園の使用許可や賃貸料及び使用料の徴収、減免、農園の維持管理等に関する業務であります。

5、賃貸料及び使用料に関する事項は、設置条例第6条に規定する条例で定める額の範囲内での賃貸料及び使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受等です。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成29年4月1日から8年間にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 由仁町体験農園の指定管理者の指定については、原案のとおり決すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（後藤篤人君） 日程第9、議案第6号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第3号と同様の理由により、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 議案第6号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

由仁町ふれあい交流館、通称ポッポ館ゆににつきましては、由仁町ふれあい交流館設置条例第5条の規定により平成18年12月13日から指定管理による管理としているところですが、本年、令和7年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町ふれあい交流館であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町中央27番地、一般社団法人由仁町観光協会会長、窪田裕司であります。

3、指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町ふれあい交流館設置条例第6条に掲げる施設の運営及び維持管理に関する業務であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります一般社団法人由仁町観光協会は平成29年4月1日から8年間にわたる指定管理の実績を有するほか、当該施設の観光案内所の機能の一層の有効活用を図るため、利用実態に即した団体の管理が最

良との考えから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（後藤篤人君） 日程第10、議案第7号 伏見台球場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 伏見台球場の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第3号と同様の理由により、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 教育課長

○教育課長（大塚郁代君） 議案第7号 伏見台球場の指定管理者の指定について内容の

説明をいたします。

伏見台球場につきましては、由仁町公園条例第13条の規定により平成26年4月1日から指定管理により管理とされているところですが、令和7年3月31日をもって1年間の指定管理が終了することから、それ以降の新たな期間における指定管理者を設定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、伏見台球場であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、青木雅彦であります。

3、指定管理期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町公園条例第13条第4項に掲げる施設の使用の許可や使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理等に関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第14条に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受等であります。

なお、候補者の選定に当たりまして、現在指定管理者であります東武緑地株式会社は平成26年4月1日から11年間にわたる指定管理の実績があるほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤君。

○6番（佐藤英司君） 先ほど私指定管理者選定委員会の話を聞いたのですけれども、意見がなかったかということでもございましたけれども、これ全て今あったのですけれども、副町長、何か意見はございませんでしたか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君） 私のほうから先ほどの続きですけれども、指定管理、この提案いたしました5件でありますけれども、まず伏見台球場だけ実は質疑という形でありました。それ以外は、先ほど言ったとおり質問事項もなしということでもあります。この内容を申し上げたほうがよろしいでしょうか。

（「いや、いいです」の声あり）

○副町長（田中利行君） 伏見台球場については、多少質問、それとこんなほうが、こんなようなことをしたらどうだいというような意見がありました。

以上であります。

○議長（後藤篤人君） そのほか質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 伏見台球場の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長(後藤篤人君) 日程第11、議案第8号 令和6年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第8号 令和6年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、議会議員及び町長、副町長、教育長の期末手当並びに職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 副町長

○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和6年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（後藤篤人君） 日程第12、議案第9号 令和6年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 令和6年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和6年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（後藤篤人君） 日程第13、議案第10号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（後藤篤人君） 日程第14、議案第11号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第11号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（後藤篤人君） 日程第15、議案第12号 令和6年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算についてを議題とします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第12号 令和6年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長
○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第12号 令和6年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（後藤篤人君） これで本日の日程は全部終了いたしました。
令和7年由仁町議会第1回臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

◎閉会 午前10時34分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後 藤 篤 人

4 番 議 員 大 畠 敏 弘

6 番 議 員 佐 藤 英 司